

## 第1回「下請け業者(被害者)対策会議」(相談会)

2009年3月31日 埼玉土建本部会館

本日は大変お疲れ様です。

- ① 出席簿に社名・出席者のお名前をご記入ください。
- ② 名刺をお持ちの方は、名刺もお渡しください。

### 1、主催者あいさつ

#### 全建総連・関東地方協議会 事務局 東京都連合会

東京都連合会、千葉土建、埼玉土建、神奈川県連、建設埼玉、千葉県連、茨城県連、山梨県連、群馬県連、栃木建労等を代表して

### 2、この間の経過について

3月24日に㈱アーバンエステートが、東京地裁に民事再生を申請しました。(債権者約500名に対し負債約50億円)。

3月25日に業者向けの説明会が行われ、全建総連関東地協で対策会議への呼びかけのビラを配布しました。説明会では、契約が492件ある、会社に現金は4千万円しかない、破産の場合はほとんど配当出来ない、民事再生で会社を立て直し、債権者へ少しでも配当を多くしたいなど、終始決意表明で説明は終わり、今後の具体的な対策については会社側から何も提示されませんでした。

3月26日に全建総連関東地協で鈴木弁護士と話し合いを行い、鈴木弁護士は「27日に裁判所に呼ばれている、民事再生の申請で何か問題が発生したようである。民事再生は見通しが厳しい、仕掛り工事の共益債権化を考えていたが業者の反応を見ると厳しそうである」、「破産しても営業譲渡の手法も考えられるがスムーズに移行できるかどうか?」、などの情報交換を行い、労働組合と継続的に話し合いを行っていくことなどを確認しました。

28日に施主向けの説明会が開催され、民事再生申請が不適法で却下されたこと、その原因は取締役の飯田・永井(聡子)氏が裁判所に民事再生の異議(取締役会が適正に開かれていない)を申し立てたことであつたが、本日午前中に最終的に民事再生の同意が得られ、再度30日に民事再生の再度の申請を行う事が発表されました。3月末決済の手形が約4億円あるとのこと。

また、完成補償保険(シールドエージェンシー)に会社が加入していたが、施主に契約書を書かせておきながら実際には保険加入の手続きをしていないこと、3~4年前から自転車操業状態であったこと、永井会長が会社から1500万円を引き出して行方不明になっていることなど、会社の杜撰な体質の事実も判明しました。

施主から強い解約希望が出されました。当初、弁護士から「債務超過にある債務者が債権者に債務返済、契約解除をしても、監督委員、破産管財人の否認権の対象になり否認され、債権者からも詐害行為取り消しを要求されることにもなるので、応じられない」、とじていましたが、29日に会社から希望者には契約解除に応じることが発表されました。(契約解除書面は別紙)

昨日、弁護士から「30日に再度、民事再生を申し立てたが裁判所より再生は認められない『破産』へ」との意向であるので、破産申し立てにした」との通知を受けました。(別紙)  
よって、アーバンエステートは今後破産手続きに入ることになります。

### 3、今後の組合としての対応・方針など

#### ①破産への対応

1) 破産管財人に対して、会社の財産状況の開示、下請工事代金の中の労務費部分は、労働債権の取扱いに準じて優先的に配当すること、仕掛り工事が適正に再開(契約の解除、工事の再開)できるようになること、などを要求していきます。

#### 2)債権者委員会の結成

破産法第144条は、**債権者委員3名以上と債権者の過半数の同意**を得たものの任命で債権者委員会を構成し、破産業務に関与することが出来ます。

②労働者の救済のために 下請業者の労働者性を証明して「貸金支払いの確保等に関する法律」(貸確法)適用の検討。

#### ③融資の活用

連鎖倒産防止資金が利用できるよう、経済産業大臣指定等の手続きを速やかに行い、認可がされたら官報等を債権者に送付し周知することを要求する。

ア、「中小企業信用保険法に基づく」特別融資制度の活用

小企業信用第保険法第2条第4項

中小企業の範囲(資本金3億円以上、従業員300人未満)

イ、その他、一般の「証貸し」、「手貸し」等

ウ、中小企業倒産防止共済で資金手当てを

### 4、現状について皆さんからのご報告・ご質問

現在の状況についてご発言ください。質問・意見もお受けします。

(どんな質問でも結構です挙手をして、発言ください)

### 5、債権者の(仮称)下請被害者の会の結成を提案

このような場合、下請業者の債権者が結束して対応する必要があります。組合は、「(仮称)下請被害者の会結成を提案します。

別紙にある、同会への加入と、「同意書」に署名・捺印を求めます。

この後、同会の運営員会(役員会)を承認いただき、今後の活動や活動結果をニュース発行を通じて、適

宜皆さんへ情報を公開・開示していきます。

- 「被害者の会」代表者の挨拶

## 6、組合加入の御案内

全建総連傘下の組合の案内をします。

首都圏各組合より

- まず、各組合に加入してください。それぞれの事業所の所在地の組合に加入していただくようお願いします。

## 7、不払い相談カード・被害状況票の提出

(株)アーバンエステートとの取引状況を聞き取ります。別紙「不払い相談カード」と「被害状況票」に記入し、所属組合・支部へ本日提出してください。

## 8、閉会のあいさつ

.....  
【メモ】